

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行
及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規
則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び
指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

建築物等に係る関係法令確認書

事業所名	
サービス種別	

① 建築基準法等に関すること（建築士、不動産仲介業者等に確認してください。）

● 用途地域の確認	☐ 制限なし	☐ 制限あり（運営不可）
● 用途変更の手続	☐ 手続不要	☐ 手続済 …確認済証の写しを添付すること。
● 東京都建築安全条例第10条に規定する路地状敷地の確認		
☐ 路地状敷地ではない	☐ 路地状敷地ではあるが運営可	…東京都建築安全条例第10条第 号該当
● 東京都建築安全条例第10条の3に規定する道路に接する部分の長さの適否	☐ 適合	☐ 不適合

② 消防法に関すること

管轄消防署				※管轄消防署は東京消防庁ホームページを参照
担当者名		電話番号		
● スプリンクラーの設置状況	☐ 設置済み	☐ 未設置		
● 防火対象物使用開始届又は防火対象物工事計画届				
☐ 届出済	…届出年月日		☐ 届出予定※	…届出予定年月日
※届出予定の場合、管轄消防署に対する事前相談を行った日				
● 消防計画の届出				
☐ 届出済	…届出年月日		☐ 届出予定※	…届出予定年月日
※届出予定の場合、管轄消防署に対する事前相談を行った日				
● その他必要手続、管轄消防署からの指導事項及び当該指導への対応状況				

③ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例及び世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例に関すること

担当部署	世田谷区 都市整備政策部 都市デザイン課	電話番号		
● 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の届出【特定公共的施設整備計画（変更）届出書（建築物）】				
☐ 届出済	…届出年月日		☐ 対象外	
● 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の適否				
※建築確認申請不要（200㎡以下の用途変更等）の場合				
☐ 適合				☐ 不適合
● 担当部署からの指導事項及び当該指導への対応状況				

※新築の場合にあつては、この用紙の提出に代え、①検査済証の写し、②消防関係の届出の写し、③特定公共的施設整備計画届出書（副本）の写し（又は整備基準適合証の写し）を提出すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。